別紙　1

局・区と改革ＰＴの議論資料

局・部名	福祉局生活福祉部
担当課名	保険年金課

項目名	【整理番号１４３・１４４】　国民健康保険事業会計繰出金
局･区の考え方	〔試案〕 １　見直しの考え方 ・医療保険制度として今後も持続可能な制度として維持・継続していくため、受益と負担の適正化の観点より、制度の見直しを行う。 ・事業の適正な運営を図るため、委託事業について、必要性及び透明性の確保の観点より、見直しを行う ２　見直し内容・留意事項 ・所得 200 万円層の世帯の保険料の収入に対する負担感について府下市町村並みとなるよう、市独自の３割減免の廃止も含め、一般会計からの任意繰入を見直す。 ・出産育児一時金について、市独自実施分（第２子 43 万円、第３子 45 万円）を他都市水準（42 万円）まで引き下げる ・医師会等への診療報酬請求事務指導整備委託事業については、必要性が乏しいため廃止 〔局・区の考え方〕 （一般会計からの任意繰入） ・国民健康保険は加入者に高齢者や低所得者が多く、財政基盤が脆弱であり、高齢化の進展や医療の高度化等による医療費の増嵩により、その事業運営は非常に厳しい状況となっており、被保険者の保険料負担感も高い。 ・特に本市国保では低所得世帯の割合が高く、中間所得者層の保険料負担が過重であり、一般会計から多額の繰入れを行い被保険者の保険料負担の軽減を図っている。 ・一般会計からの任意繰入の見直しについては、被保険者の保険料負担に対する影響が大きいことから、慎重に時間をかけて広く検討することが必要であり、受益と負担のあり方について、平成 25 年度の予算に向けて議論していくべきと考える。

	（市独自の３割減免） ・市独自の３割減免については、所得割がかかる中間所得者層の中でも低所得世帯の保険料負担を軽減するために実施しており、国においても低所得世帯に対する保険料軽減の拡充を予定していることから、市独自の３割減免についてもそれに併せて見直すべきと考える。 （出産育児一時金） ・本市独自の取組みとして、少子化対策を推進する観点から、第２子以降の出産育児一時金の増額を行っており、支給額の見直しについては、本市全体の少子化対策・子育て支援施策のあり方の中で検討すべき課題であると考える。 なお、出産育児一時金の額の変更については、大阪市国民健康保険運営協議会に諮問する必要がある。 （医師会等への指導整備委託） ・すでに平成 24 年度からの廃止を決定した。
参考データ等	別紙「任意繰入の削減額と保険料負担について」 別紙「法定軽減の対象者拡大について」

国民健康保険事業
任意繰入の削減額と保険料負担について

夫婦と子ども２人の４人世帯、

収入 312 万円（所得 200 万円）の場合

（前提）
・所得及び賦課割合は 23 年度保険料算定ベース
・被保険者数は 24 年度要求ベース

（１）収入に占める割合（負担感）について

任意繰入削減額
【23 年度予算比較】

	23予算	▲100億円	▲50億円	▲19億円
・保険料	32.3万円	38.0万円	35.5万円	33.1万円
・収入に占める割合	10.4%	12.2%	11.4%	10.6%
・順位				
指定都市（全体19）	14位	最下位	17位	14位
府下　　（全体43）	14位	39位	28位	14位

※指定都市平均：　8.2%

※大阪府下平均：10.6%

（２）保険料について

《任意繰入▲100 億円の場合》

年間　約８千円　～　約８万２千円　程度の引き上げ

（4 万 4 千円→5 万 2 千円（+18%）
（収入 98 万円【所得 33 万円】）

（46 万 7 千円→54 万 9 千円（+17%）
（収入 489 万円【所得 337 万円】）

《任意繰入▲ 50 億円の場合》

年間　約４千円　～　約４万５千円　程度の引き上げ

（4 万 4 千円→4 万 8 千円（+10%）
（収入 98 万円【所得 33 万円】）

（46 万 7 千円→51 万 2 千円（+10%）
（収入 489 万円【所得 337 万円】）

《任意繰入▲ 19 億円の場合》

年間　約 0.4 千円　～　約１万４千円　程度の引き上げ

（4 万 4 千円→4 万 5 千円（+1%）
（収入 98 万円【所得 33 万円】）

（46 万 7 千円→48 万 1 千円（+3%）
（収入 489 万円【所得 337 万円】）

法定軽減の対象者拡大について

１　現行制度及び国改正案（平成 27 年度予定）

世帯全員の収入の合計が以下の場合、応益割保険料の 7 割、5 割、2 割を軽減

【対象】（例）給与収入 3 人世帯の場合

（改正案）

7 割軽減：　98 万円以下（所得　33 万円以下）

5 割軽減：147 万円以下（所得　82 万円以下）→　178 万円（所得 106 万円）

2 割軽減：223 万円以下（所得 138 万円以下）→　266 万円（所得 168 万円）

（※本市独自）3 割減免：192 万円以下（所得 117 万円以下）

イメージ図

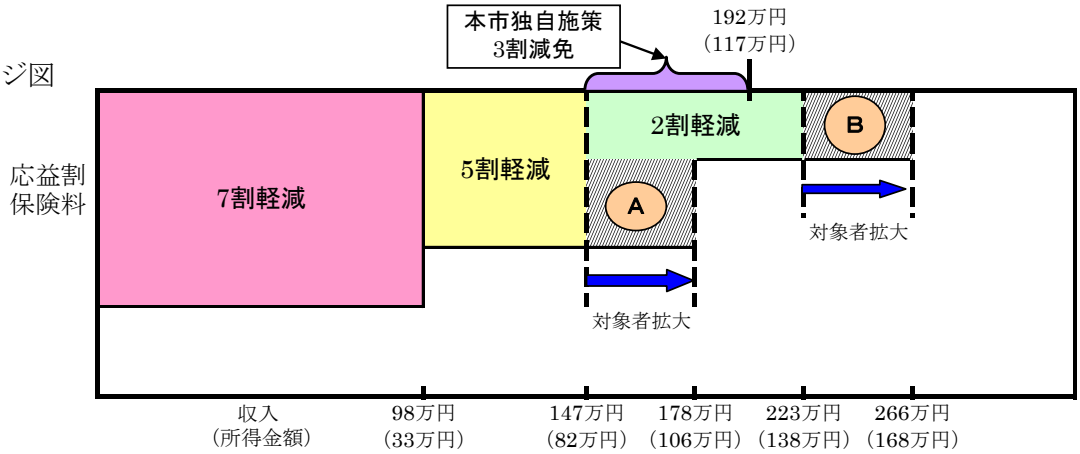

２　制度改正影響

（１）本市対象世帯数（22 年度決算ベース）

Ⓐ 2 割軽減 → 5 割軽減：35,772 世帯

※本市の場合、今回、新たに 5 割軽減の対象となる世帯は、独自の 3 割減免対象世帯

Ⓑ 軽減なし → 2 割軽減：21,796 世帯

（２）一般会計繰入金（24 年度予算案ベース）

・繰入総額　：423 億円　→　436 億円（＋13 億円）

［所要税等：296 億円　→　299 億円（＋ 3 億円）］

（３）保険料（24 年度予算案ベース）

・軽減後保険料：72,918 円　→　71,287 円（▲1,631 円）

３　本市独自の 3 割減免について

3 割減免	＝	2 割軽減（国制度）	＋	1 割部分（本市独自に上積み）

・対象世帯：38,446 世帯　　1 世帯あたり平均減免額：約 8 千円